

事 務 連 絡
令和 8 年 9 月 2 日

渋谷区立幼稚園長 殿
渋谷区立小学校長 殿
渋谷区立中学校長 殿
放課後クラブ事業者 殿

渋谷区教育委員会

非常災害時の対応について（令和 8 年 8 月追記）

非常時における幼児・児童・生徒の安全確保について、本区では以下のような対応をいたしますのでご確認ください。

本通知では、台風等の気象災害時に、公共交通機関において計画運休が発表された場合等の対応を追記しました。

なお、その時の状況により、見通しが立たない場合や状況が急変する場合も考えられます。気象庁や環境省から発表される気象情報等の正確な情報収集に努め、柔軟に対応していただきますようお願いいたします。

記

1 非常災害時における園・学校の対応ガイドライン

	気象災害時 (台風・大雨・大雪・暴風等)	地震発生時 (火山や噴火等も含む)
【前日】	□前日正午の時点で、気象状況により幼児・児童・生徒の登下校の安全確保に支障をきたすおそれがあり、交通機関の混乱等が予想される場合 ⇒<u>教育委員会の判断</u>により、翌日の教育活動を「オンラインを活用した特例の授業」に切り替える。 ※各園・学校固有の事情により、統一的な対応が難しいと校園長が判断する場合は、速やかに教育委員会に連絡・協議し、必要な対応を行う。 ※午後の天候の回復状況によっては、午後4時の時点で「オンラインを活用した特例授業」を解除し、通常登校へ切り替える場合がある。	
【当日】 登校前	□午前6時30分の時点で、気象庁等から渋谷区に警戒レベル3相当（警報以上）の気象情報が発表されている場合	□震度5弱以上の地震が発生した場合 ⇒<u>自宅待機とする。</u>

	⇒ <u>自宅待機とする。</u> ※午前6時30分時点で警報以上の気象情報が発表されていない場合であっても、それ以後、気象情報の急変が確実視されるなど、登園・登校時又は登園・登校後に急激な気象状況の悪化が見込まれる場合は、各園・学校において、幼児・児童・生徒の安全確保を最優先に、自宅待機、登校時刻の繰下げ等、必要な対応を行う。	
	□午前6時30分の時点で、気象庁等から渋谷区に警戒レベル2相当（注意報）の気象情報が発表されている場合 ⇒ <u>周囲の安全に十分注意して登園・登校する。</u>	□震度4以下の地震が発生した場合 ⇒ <u>余震や道路上に気を付けて登校する。</u>
	□午前10時の時点で、警戒レベル3相当である警報以上の気象情報が継続して発表されている場合 ⇒ <u>臨時休園・休校とする。</u>	
※留意事項 (1) 台風・地震のいずれの場合も、自宅周辺の安全状況を確認の上、無理を強いることのないよう保護者の判断で登校させる。自宅周辺が危険という連絡があれば欠席扱いにはしない。 (2) 学校からは、可能な限り Home&School による連絡や学校ホームページ等で、対応方針、登校時刻、下校方法、引渡しの有無等を保護者に伝える。 (3) 上記以外にも、登園・登校に危険が生じるおそれがある場合や、交通機関の運休等により教職員の出勤が困難な場合、又は安全な教育活動の実施が困難である場合は、校園長は状況に応じて、自宅待機、登校時刻の繰下げ、臨時休園・休校、学校待機、一斉下校又は保護者への引渡し等の必要な対応を行う。 (4) 「オンラインを活用した特例の授業」を実施する場合であっても、教職員の出勤状況、通信環境、児童・生徒の接続状況等により、一部の学級等で開始時刻の繰下げ又は実施方法の変更が生じる場合がある。 (5) 「オンラインを活用した特例の授業」を実施した場合の学習時間は、授業時数には含まない。ただし、一定の要件を満たし、児童・生徒の学習状況・成果が確認できる場合は、学習評価に反映することができる。また、指導要録上の取扱いについては、別記に実施内容、日数、参加日数、実施方法等を記録する。		
在校中	□在校中に、警戒レベル3相当である警報以上の気象情報が発表された場合、又は下校時刻にかけて気象状況の悪化が見込まれる場合 ⇒ <u>学校に一時待機させ、気象情報、通学路</u>	□震度5弱以上の地震が発生した場合 ⇒ <u>全ての活動を中止して安全姿勢をとる。児童・生徒の引き取りによる下校とする。</u>

	の安全状況、交通機関の状況等を確認した上で、<u>学校待機、一斉下校又は保護者への引渡しを判断する。</u> □警報等の解除又は安全確認が下校時刻を過ぎる場合、若しくは安全な下校が困難であると判断される場合 ⇒<u>保護者への引渡しを行う。</u>	
		□震度4以下の地震が発生した場合 ⇒活動を中止して安全姿勢をとる。又は、その場で待機する。 ※火事等、学校に留まることができない場合は、第2次避難場所の広場等への避難を行う。
下校中	□下校時刻に気象状況の悪化が見込まれる場合 ⇒学校に一時待機させ、気象情報、通学路の安全状況、交通機関の状況等を確認した上で、<u>学校待機、一斉下校又は保護者への引渡しを判断する。</u> □警報等の解除又は安全確認が下校時刻を過ぎる場合、若しくは安全な下校が困難であると判断される場合 ⇒<u>保護者への引渡しを行う。</u>	□壁が崩れる、道路にひびが入る等、立ってられない程の地震が発生した場合 ⇒「<u>落ちてこない・倒れてこない・移動してこない</u>」場所で<u>安全姿勢</u>をとり、<u>ゆれがおさまるまで待つように指導する。</u> <u>揺れが収まったら、身近にある「子供110番の家」等に避難する。又は、自宅か学校のうち近い方へ向かうよう指導する。</u>
		□体に感じる程度の地震が発生した場合 ⇒<u>周囲の安全に気を付けて、速やかに下校させる。</u>
弾道ミサイル発射等に関わる対応について		
登校前	⇒自宅待機とする。	
在校中	⇒学校待機とする。	
下校中	⇒姿勢を低くして、窓から離れ、安全姿勢をとるように指導する。	
学校等における「熱中症特別警戒アラート」発表時の対応について		
□午後2時頃に「熱中症特別警戒アラート」が発表された場合 ⇒翌日の校内外での教育活動について、中止又は延期とする。＝<u>自宅待機とする。</u> （過去に例のない危険な暑さ等となり、人の健康に係る重大な被害が生じるおそれがあることから、児童・生徒の生命を第一に考える。）		

2 各校放課後クラブの利用可否判断について

(1) 気象災害発生時(台風・大雨・大雪・暴風等)

- ・B会員のみの利用とする。

- ・渋谷区が警戒レベル3以上を発令した場合又は前日までに都内のJR・私鉄等の計画運休が発表され、児童の送迎や職員体制の確保が困難と見込まれる場合、保護者による送迎を必須とする。

平日で学校がオンライン授業となった場合	① 開室時間及び前日までの取扱い ・前日午後1時までにオンライン授業への切り替えを決定した場合は、各校の開室時間から登室可とする。 ※この取扱いは、放課後児童クラブを授業時間中に通常実施するものではない。台風等の非常時において、学校が登校を認めた児童につき、学校が実施するオンライン授業が通信障害その他の事情により継続困難となった場合に限り、学校の責任において児童の安全を確保するため、校内で一時待機させる臨時の措置として取り扱う。放課後クラブ事業者は、学校の指示の下で当該一時待機中の見守り補助を行うものとし、授業時間中の放課後児童クラブ事業を実施するものではない。 ・上記以外の場合は、午前10時15分から開室する。 ・ただし、前日までに計画運休が発表され、児童の送迎や職員体制の確保が困難と見込まれる場合は、開室時間の変更または休室とする場合がある。 ・なお、計画運休が発表されている場合であっても、計画運休のみを理由に開室時間を午前10時15分とするものではない。 ② 当日判断（午前6時30分時点） 渋谷区に特別警報・警報が発令されている場合であっても開室する。 ただし、渋谷区が警戒レベル3（高齢者等避難）を発令した場合は、保護者に対し利用を控えるよう依頼する。なお、登室した児童については受入れを行う。 警戒レベル4（避難指示）以上を発令した場合は、休室とする。
平日で学校が休校となった場合	①月曜日から金曜日の土日祝を除く前日午後1時までに判断が出た場合 ・各校の開室時間から登室可 ②上記以外 ・午前10時15分より登室可
長期休業期間や土曜日	① 開室時間及び前日までの取扱い ・長期休業期間中及び土曜日は、通常の時間帯に開室する。 ・ただし、前日までに計画運休が発表され、児童の送迎や職員体制の確保が困難と見込まれる場合は、次のとおり取り扱う。 → 保護者による送迎が可能な児童に限り利用可とする。 → 送迎が困難な場合は、利用を控えるものとする。 → 職員体制の確保状況により、開室時間の変更又は休室とする場合がある。 ・なお、計画運休が発表されている場合であっても、計画運休のみを理由に開室時間を変更するものではない。

	② 当日判断（午前6時30分時点） 渋谷区に特別警報・警報が発令されている場合であっても開室する。 ただし、渋谷区が警戒レベル3（高齢者等避難）を発令した場合は、保護者に対し利用を控えるよう依頼する。なお、登室した児童については受入れを行う。 警戒レベル4（避難指示）以上を発令した場合は、休室とする。
利用時間中	・警戒レベル3：早期引き取りを依頼 ・警戒レベル4以上：休室とし、引き取りを依頼

なお、上記基準にかかわらず、児童の安全を確保した放課後クラブの運営が困難であると判断した場合は、休室又は受入れ制限を行うことがある。

【参考】[避難指示等 | 渋谷区防災ポータル](#)

警戒レベル	
5	緊急安全確保（市町村長が発令） ※市町村等が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令されるものではない。
4	避難指示（市町村長が発令）
3	高齢者等避難（市町村長が発令）
2	大雨・氾濫・土砂災害・高潮に関する注意報等（気象庁等が発表）
1	早期注意情報（気象庁が発表）

『避難情報に関するガイドライン（令和8年3月）』を基に作成

（2）地震発生時（火山や噴火等も含む）

上記1「非常災害時における園・学校の対応ガイドライン」と同様

（3）「熱中症特別警戒アラート」発表時の対応

- ・B会員のみの利用とする。

平日で学校の教育活動が中止又は延期となった場合	上記1 非常災害時における園・学校の対応ガイドライン「学校等における「熱中症特別警戒アラート」発表時の対応について」と同様の利用 ただし、 (1) 可能な限り、保護者送迎による登室・降室を行う (2) 行き帰りの熱中症予防のため、飲み物や日傘等を持参する (3) 極力、気温の高い時間帯を避けて帰宅する
長期休業期間や土曜日	同上

3 朝の見守り事業（朝キッズ）の利用可否判断について

- ・前日に警報等の発表が予測されている場合は、翌日の朝の見守り事業は中止とする。
- ・また、前日正午の時点において、気象状況により児童の登下校の安全確保に支障をきたすおそれがある場合や、交通機関の混乱等が見込まれる場合は、翌日の朝の見守り事業は中止とする。

4 給食提供について

- ・災害の状況にもよるが、食材の納品状況や出勤した調理職員の人数の中で可能な限り給食提供を行う。献立内容や食材の変更についても無理なく、安全に提供できる範囲での変更については各校判断において行うこととする。ただし、学校の状況で実施が不可能な場合は、午前授業とする。
- ・給食を中止する場合、納入を止められる食材については、納入を止めるなどの対応を行う。

1 について

教 育 指 導 課 柳 田（内線 5243） 03-3463-3024

2・3 について

地域学校支援課 川 口（内線 4463） 03-3463-3068

4 について

学 務 課 藤 本（内線 6061） 03-3463-2986

その他、学校安全管理に関することについて

教 育 政 策 課 島 田（内線 4018） 03-3463-2969